

2013 年 8 月 8 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 石田 健一

カンボジア国 国道 5 号線（中央区間：スレアマーム～バットンバン間）改修事業
（協力準備調査（有償））スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2013 年 7 月 26 日（金）14:00～17:50
- ・場所：JICA 本部（会議室：1 階 111 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、清水谷委員、鋤柄委員、二宮委員、松下委員、米田委員
- ・議題：カンボジア国国道 5 号線（中央区間：スレアマーム～バットンバン間）改修事業
協力準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：カンボジア国国道 5 号線（中央区間：スレアマーム～バットンバン間）改修
事業協力準備調査 スコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）

全体会合（第 38 回委員会）

- ・日時：2013 年 8 月 5 日（月）14:30～16:37
- ・場所：JICA 本部（会議室：229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 中長期にわたる交通政策をふまえ、将来の交通需要、今後 10 年程度の交通需要について最終報告書案で明確に記載すること。
2. カンボジアの保護区・保護林の制度について、管轄省庁、根拠法、規制等を整理し、プロジェクト対象地との関係を最終報告書案に記載すること。
3. 事業対象地と隣接する生物圏保存地域におけるカンボジア国の土地利用計画および保全計画を整理し記載すること。また本事業とこれら計画との関係に不明が残る点については、工事、供用時においてモニタリングを実施するなど、負の影響を与えないよう努めること。

代替案の検討

4. 住宅以外の土地利用への影響も評価項目に加えること。
5. 家畜の横断の危険性を評価項目に加えること。
6. 代替案比較表(表 5-1-2 と表 5-2-1)について、評価項目を重要なものに絞り、評価方法(評点の説明含む)を示し、選定された案とその理由を記載すること。
7. 住民の受容の度合いを評価する場合には、土地価格に加え住民が受ける影響も考慮すること。

スコアリングマトリックス

8. 事業対象地の多くが水田等の軟弱地盤であることから、交通量の増大により地盤沈下が発生する可能性があるため、調査項目に加えること。
9. 生物圏保存地域の水源と湖を結ぶ水路等を本事業で拡張する道路が横断しているため、生態系への影響調査を参照し、保護区への影響を検討すること。また、保護区の評価を現状の D から C-とすること。
10. 少数民族が被る影響を考慮し、必要な配慮を検討し、最終報告書案に記載すること。

環境配慮

11. 過去に行われた移行帯、緩衝帯における開発行為の際に、どのような環境社会配慮が行われたか、あるいは行われなかったことでどのような問題が生じたかを「カ国」政府あるいはカンボジア国家メコン委員会に確認し、最終報告書案に明記すること。
12. 近年のトンレサップ湖の水没域の状況を考慮した設計を検討し、最終報告書案で提案すること。
13. 調査の目的における国道 5 号線の位置づけに関して、貴重なのは湖だけではなく、氾濫域等の周囲の生態系を含む地域と考えられるため、「東南アジア最大の淡水湖であるトンレサップ湖とその周囲の氾濫域を含み、生物の保全と持続可能な利用、研究や教育の場として重要であると世界的に認められた生物圏保存地域の外縁を通っている」と変更すること。
14. 対象道路全線の近傍の動植物について、文献調査や現地調査、周辺住民へのインタビュー調査を行った上で、現地専門家の意見も踏まえて、本件道路事業が生態系に及ぼ

す影響を評価し、結果を最終報告書案に記載すること。

15. 動植物の一般種についても最終報告書案で言及すること。

16. 浸水林への影響、移動性の動物への影響を現地調査により把握し、最終報告書案に記載すること。

社会配慮

17. 道路施設面での対策とともに、交通規制・取り締まりや、啓蒙・教育を併せて継続的に実施することの重要性を最終報告書案に記載すること。

18. 社会的弱者の意見が意思決定プロセスに反映されるよう、住民協議へのアクセスの改善を考慮すること。

19. 主たる生計の手段でなく季節的、かつ補助的な生計手段であったとしても、湖につながる水系を含んだトンレサップ湖周辺地域での漁業は収入確保または食糧確保の重要な手段である。事業が生態系に与える影響が二次的に漁業に影響を与えるということがあれば助言に取り上げる必要が出てくる。しかしながら、現状ではそのような因果関係の有無、程度が明確ではないが、事実関係をできる限り明らかにするのが賢明である。よって、漁業の規模や漁業が主な生計手段か副次的かは問わず事業が事業地域、および水系でつながる地域において漁業と漁民に与える影響を考慮すること。具体的には、たとえば、工事による濁水の発生や沈殿砂の発生による影響、工事が水質に与える影響、供用後の構築物（橋、橋梁など）によって河川の生物生育・生息域を被陰することによる正負の影響などが考えられうる。スコーピングマトリックスで漁業の項目を立てて評価し、調査の項目に漁業・漁民への影響を含めることである。調査の方法は上記の項目について季節的に操業する漁民も含めた漁業従事者へのインタビューを行うこと。加えて、工事と供用時における濁水発生と沈殿砂の発生を予測すること。さらに構築物が作る影が魚に与える影響については同国に限らず過去の事例、文献を調査すること。

ステークホルダー協議・情報公開

20. 第2回協議における協議の内容として、住民意見聴取と質問集約とあるが、意見・質問に対する応答も行うこと。

21. 第3回協議において参加者の意見を十分に聞き、必要に応じてそれらを最終報告書案に反映させること。

以 上